

香川県条例第22号

香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例

香川県警察本部組織条例（昭和29年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（警務部の所掌事務） 第3条 略 （1）～（24） 略 <u>（25） サイバー事案（警察法（昭和29年法律第162号）第5条第4項第6号ハに規定するサイバー事案をいう。以下この号において同じ。）に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。</u> <u>（26） 略</u>	（警務部の所掌事務） 第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（24） 略 <u>（25） 略</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。